

(お知らせ)
平成28年5月29日版 団地管理規約集
正誤表の配布について

向春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は管理組合業務へのご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

第25回定期総会での大幅改訂をうけて印刷・全戸配布いたしました改訂版 団地管理規約集につきまして、組合員の皆様のご協力により誤植が発見されています。正誤表（下表）をもって訂正させていただきます。改訂版 団地管理規約集に貼付されて、ともに活用／管理されますようお願いいたします。（H28年10月に配布した正誤表内容を含んでいます）

平成28年5月29日版 団地管理規約集 正誤表				
頁	規約・細則	条文番号	誤記条文	訂正条文
16	団地管理組合規約	第49条(団地総会の会議及び議事)第2項	第48条第1項にかかわらず、団地総会の議事は、 <u>出席組合員数の過半数</u> で決する。	団地総会の議事は、 <u>出席組合員が区分所有する戸数の過半数</u> で決する。
17	団地管理組合規約	第49条(団地総会の会議及び議事)第9項	第3項第一号において、規約の <u>変更</u> が一部の組合員の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。	第3項第一号において、規約の <u>制定、変更又は廃止</u> 変更が一部の組合員の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
35	団地管理組合規約	(別表3)(種類)土地説明文	土地は、別表 <u>第1</u> に掲げるところによる。	土地は、別表 <u>1</u> に掲げるところによる。
71	役員選挙細則	第4条第1項	<u>役員選挙</u> は選挙管理委員会がこれにあたる。	選挙は選挙管理委員会がこれにあたる。
83	ウェルシー委員会細則	第1条第1項	<u>本細則</u> は、団地管理組合規約（以下「規約」という）第57条に基づいて設置する「ウェルシー委員会」に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	<u>この細則</u> は、団地管理組合規約（以下「規約」という）第57条に基づいて設置する「ウェルシー委員会」に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
87	非営利団体活用に関する細則	第1条	本細則は、団地管理組合規約（以下「規約」という）第34条に基づいて、 <u>管理組合</u> がその業務の一部を外部の非営利団体に委任する場合に、・・・	本細則は、団地管理組合規約（以下「規約」という）第34条に基づき、 <u>管理組合</u> がその業務の一部を外部の非営利団体に委任する場合に、・・・

改訂版 団地管理規約集の電子版は下記 URL にて参照出来ます。必要に応じてご活用下さいませ。

<http://www.wealthy333.jp/HOA/Files/DantiKanriKiyaku/KanrikiyakushuuH28k7Locked.pdf>

なお、装幀の不備、誤植等、内容に関してお気づきの方は下記連絡先までお知らせ下さい。

連絡先：秦野南が丘もくせい西住宅管理組合 管理事務所

電話：0463-83-8010 FAX：0463-83-8619

Mail：kanrinin@wealthy333.jp

以上